

栄典制度の概要

1. 栄典の根拠等

○ 日本国憲法（抄）

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に
関する行為を行ふ。

七 栄典を授与すること。

第14条

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

2. 栄典制度の沿革

- ① 明治8年4月「勲章従軍記章制定ノ件」（太政官布告第54号）公布により勲章制度を創設。また、明治14年12月「褒章条例」（太政官布告第63号）公布により褒章制度を創設。
- ② 生存者に対する叙勲は戦後一時停止（昭和21年5月3日閣議決定）。
- ③ 生存者叙勲が 昭和39年春から春秋叙勲として再開（昭和38年7月12日閣議決定）。その際、それまでの叙勲制度が官吏及び軍人中心のものであったのに対し、国民の各界各層を対象とする叙勲制度に改められた。
- ④ 21世紀を迎え、社会経済情勢の変化に対応したものとするため 栄典制度の見直しを行い（平成14年8月7日閣議決定）、平成15年秋の叙勲及び褒章から現在の制度に移行。

3. 叙 勲

(1) 勲章の種類及び授与対象

| 種 類 | | 授 与 対 象 |
|---|---|---|
| 大勲位菊花章 大勲位菊花章頸飾 大勲位菊花大綬章 | | 旭日大綬章又は瑞宝大綬章を 授与されるべき功労より 優れた功労のある者 |
| 桐花大綬章 | | |
| 旭日章 旭日大綬章 旭日重光章 旭日中綬章 旭日小綬章 旭日双光章 旭日単光章 | 瑞宝章 瑞宝大綬章 瑞宝重光章 瑞宝中綬章 瑞宝小綬章 瑞宝双光章 瑞宝単光章 | 国家又は公共に対し 功労のある者 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">旭日章： 功績の内容に着目し、 顕著な功績を挙げた者</p> <p style="text-align: center;">瑞宝章： 公務等に長年にわたり 従事し、成績を挙げた者</p> </div> |
| 文化勲章 | | 文化の発達に関し 特に顕著な功績のある者 |

(2) 叙勲の種類

| 種類 | | 対象者 | | 発令月日等 |
|-----------|------|---|--|--|
| 春秋叙勲 | | 国家又は公共に対し功労のある者 (1) 70歳以上の者 (2) 55歳以上で次の業務に精励した者等 ① 精神的・肉体的に労苦の多い業務 ② 人目につきにくい分野での業務 [戦後は昭和39年春から実施] | | 春 4月29日 おおむね4,000名 秋 11月3日 おおむね4,000名 |
| 危険業務従事者叙勲 | | 著しく危険性の高い業務に精励した者のうち、 国家又は公共に対し功労のある55歳以上の者 (警察官、自衛官、消防吏員、海上保安官等) [平成15年秋から実施] | | 4月29日及び 11月3日 毎回おおむね 3,600名 |
| 高齢者叙勲 | | 春秋叙勲によっていまだ勲章を授与されていない 功労者で年齢88歳に達した者 [昭和48年6月から実施] | | 毎月末の閣議 翌月1日付け発令 |
| 死亡叙勲 | | 功労者が死亡したとき 原則として30日以内に手続を完了 | | 閣議開催の都度 (発令の日付は 生前最後の日) |
| 外国人叙勲 | 儀礼叙勲 | 国賓・公賓として来日した外国人 離任する特定国の駐日外交官 | | 来日・離日の機会 ある時 |
| | 功績叙勲 | 春秋叙勲 | 我が国に対し功労のある外国人 春秋叙勲に合わせて実施するもの (春秋外国人叙勲) ① 在外の者は、おおむね50歳以上 ② 在日の者は、おおむね65歳以上 [昭和56年秋から実施] | 発令月日は 春秋叙勲に同じ 受章者数は毎回決定 |
| | | 個別叙勲 | 我が国に対し功労のある外国人 功労者が来日又は離日する機会を 選んで実施することが適当と認められる ものについて、個別に実施するもの | 来日・離日の機会 ある時 |
| 文化勲章 | | 文化の発達に関し特に顕著な功績のある者 (文化功労者年金法に基づく文化功労者の中から選考する) [昭和12年から実施] | | 11月3日 おおむね5名 |

4. 褒章の種類及び授与対象

| 種 類 | 授 与 対 象 | 備 考 |
|-------------|--|-----------------------------|
| 紅綬褒章 | 自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した方 | |
| 緑綬褒章 | 長年にわたり社会に奉仕する活動（ボランティア活動）に従事し、顕著な実績を挙げた方 | |
| 黄綬褒章 | 農業、商業、工業等の業務に精励し、他の模範となるような技術や事績を有する方 | 毎年春と秋の2回発令 (4月29日、11月3日) |
| 紫綬褒章 | 科学技術分野における発明・発見や学術及びスポーツ・芸術文化分野における優れた業績を挙げた方 | 毎回おおむね800名 |
| 藍綬褒章 | <ul style="list-style-type: none"> ・会社経営、各種団体での活動等を通じて、産業の振興、社会福祉の増進等に優れた業績を挙げた方 ・国や地方公共団体から依頼されて行われる公共の事務（保護司、民生・児童委員、調停委員等の事務）に尽力した方 | |
| 紺綬褒章 | 公益のため私財を寄附した方 (個人) 500万円以上 (団体) 1000万円以上 (褒状) | 毎月末の閣議 翌日発令 |

5. 平成15年の栄典制度改革のポイント

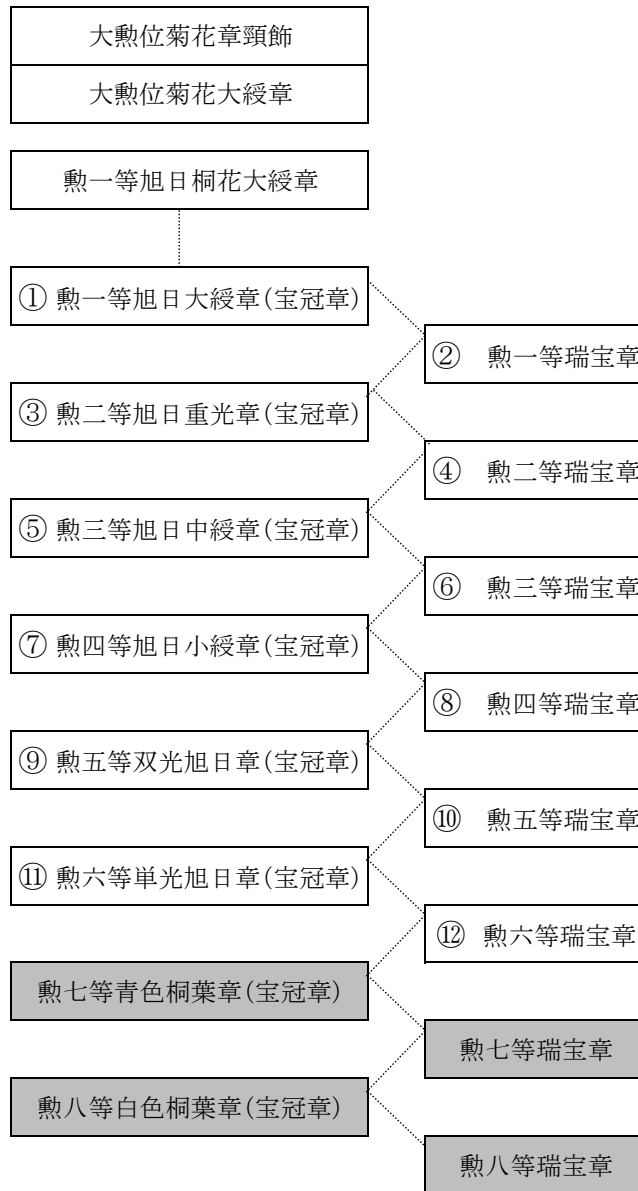
(1) 勲章

- ① 勲一等、勲二等などの数字による名称を改め、制式に由来する固有の名称による表示とし、功労の大きさに応じた区分を6段階に整理。
- ② 旭日章及び瑞宝章について、従来の運用を改め、功労の質的な違いに応じた別種類の勲章として運用し、男女に共通して授与。
- ③ 受章者が公務部門の功労者に偏ることなく適正なバランスとなるよう努力。
- ④ 自己を犠牲にして社会に貢献した者を対象とした危険業務従事者叙勲の創設（警察官、自衛官、消防吏員、刑務官、海上保安官等おおむね3600人）。
- ⑤ 春秋叙勲の候補者としてふさわしい者について一般からの推薦を受け付ける仕組み（一般推薦制度）を創設。

(2) 褒章

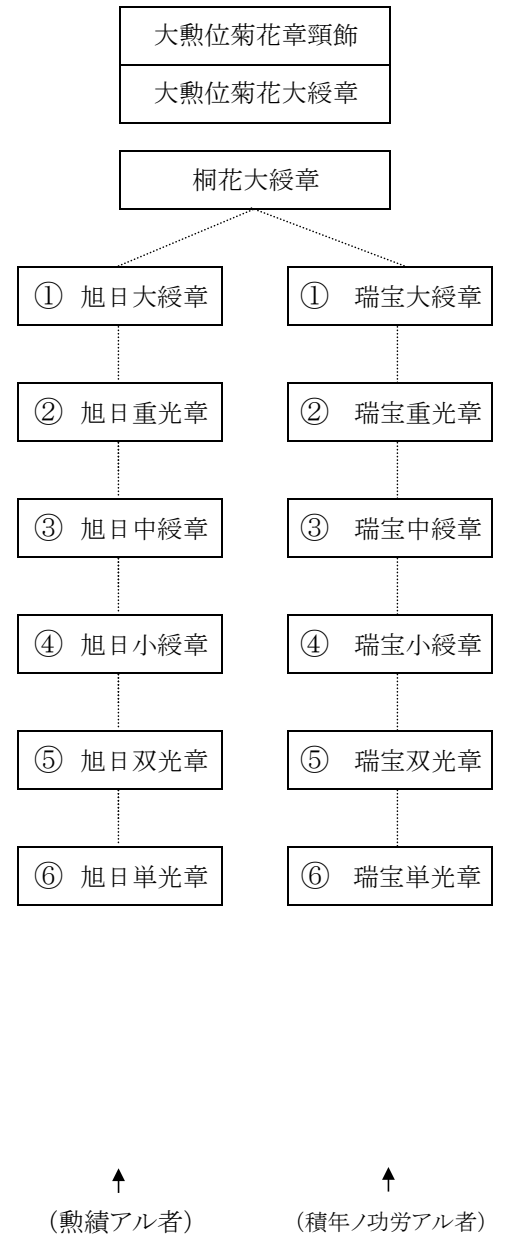
- ① 年齢にとらわれることなく、優れた行いがあれば速やかに顕彰。
- ② 緑綬褒章をボランティア活動などで顕著な実績のある個人等に授与。
〔従前：「孝子、順孫、節婦、義僕の類にして徳行卓絶なる者」〕
↓
〔改革後：「自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著なる者」〕
- ③ 紅綬褒章の授与要件を緩和
〔従前：「自己の危難を顧みず人命を救助した者」〕
↓
〔改革後：「自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者」〕

従前



※ 受章者全体を実質的に12段階に区分
旭日章は男性に、宝冠章は女性にそれぞれ授与
瑞宝章は男女に共通の勲章として授与

制度改革後



※ 功勞の質的な違いに応じて授与される別種類の、男女共通に授与される勲章とし、それぞれ6段階に区分
宝冠章は特別な場合に授与

春秋叙勲候補者推薦の流れ

